お知らせ

雇用保険を受給できない（受給が終了した）皆さまへ

●「緊急人材育成支援事業」のご案内●

無料の職業訓練と訓練期間中の生活保障

生活費の支給（単身者は月10万円、被扶養者がいる人は月12万円）を受けながら、スキルアップのための職業訓練を受講することができます。（「緊急人材育成・就職支援基金」による事業です）

○実施している職業訓練（通称『基金訓練』）

専修・各種学校、教育訓練企業、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、事業主などが実施している以下の内容の職業訓練です。（中央職業能力開発協会の認定を受けた職業訓練）

１職種に関わりなく再就職に必要なＩＴスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）の基礎的な能力を習得するための３か月程度の訓練
２医療、介護・福祉、ＩＴなどの分野で求められる基本能力から実践能力までを習得するための３か月～１年程度の訓練
３社会教育、環境保全などの社会的事業分野で就職したり、事業の担い手となるために必要な技能を習得するための３か月～１年程度の訓練
※テキスト等実費については、自己負担になります。

○訓練期間中の生活保障のための給付（『訓練・生活支援給付金』）

雇用保険を受給できない人（受給を終了した人含む）が、ハローワークのあっせんにより、基金訓練や公共職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として『訓練・生活支援給付金』が支給されます。

支給額

職業訓練を受講している間、毎月以下の金額が支給されます。(※)

単身者	１０万円
被扶養者がいる人	１２万円

※訓練の出席日数が８割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

訓練・生活支援給付金の支給対象となる人

以下のすべてに該当する人が対象となります。
・ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する人（※１）
・雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び職業手当を受給できない人
・世帯の主たる生計者である人（申請時点の前年の状況によります）（※２）
・申請時点で年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下の人
・世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である人
・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない人
※１．現在、既に公共職業訓練を受講している人も、要件に該当すれば訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。
※２．平成22年3月卒業の未就職卒業者の人を除く。

■ 訓練の受講から訓練・生活支援給付の受給までの手続きなど詳しくは、下記へ問合せください。

問 長浜公共職業安定所(☎６２－２０３０)

お知らせ

長浜市市営住宅への入居者を募集します

○募集期間
12月10日（金）～12月24日（金）
８時30分～17時15分
（土・日曜日・祝日を除く）
※12月８日(水)から建築課および各支所で募集案内書を配付します。

○申込場所
建築課(東別館５階)

○申込要件
次のすべての条件を満たす人
〈共通要件〉
①市内に住所または、勤務場所を有し、市税および国民健康保険料の滞納がないこと
②申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと
③現に同居し、または同居しようとする親族があること
④申込世帯の収入月額（合計）が15万８千円以下であること
※ただし次に該当する人等は21万４千円以下。
・申込者が昭和31年４月１日以前に生まれた人で、同居者のいずれもが昭和31年４月１日以前に生まれた人または平成４年12月24日以降に生まれた人の場合
・身体にしょうがい（１～４級）がある人、精神にしょうがい（１～２級）がある人、または知的しょうがい（精神しょうがい１～２級と同程度）がある人
・小学校就学前の子等（平成16年４月２日以降生まれ）がいる世帯
⑤現に住宅にお困りであること
〈子育て支援向け住宅の要件〉
申込時点で中学校就学前の（12歳に達した日以降の最初の３月31日を迎える日までにある）子を扶養し、現に同居、または同居しようとする人であること

○選考方法
申込要件をすべて満たす人の中から、市営住宅運営委員会の審査、公開抽選等により、入居者を決定します。

○入居の時期
平成23年２月下旬（予定）

○その他
①原則、代理人の申込みは不可
②入居に際しては、連帯保証人２人が必要です。（申込時には必要ありません）※連帯保証人は、市内に居住し入居者と同程度以上の収入がある人です。
③家賃は、入居者の収入月額により、それぞれ段階的に異なります。
④入居時には、敷金（家賃３か月分）を納付していただきます。

問 建築課（☎６５―６５３３）

募集住宅
○一般入居向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(㎡)	階	平成22年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定します	単身
日の出団地第1-1号（新栄町）	S52年度	準耐火構造２階建	3DK	55.4	－	12,600～24,800	×
新庄寺団地第9-11号（新庄寺町）	S43年度	中層耐火構造４階建	3K	40.5	3	8,300～16,400	×

※入居できる期間は、入居可能日から最長10年間です。

○子育て支援向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(㎡)	階	平成22年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定します	単身
八幡中山団地第1-5号（八幡中山町）	H13年度	中層耐火構造３階建	3LDK	70.1	3	25,400～50,000	×
八幡中山団地第4-6号（八幡中山町）	H13年度	中層耐火構造３階建	3LDK	70.1	3	25,400～50,000	×

子育て支援向けの住宅に入居できる期間は、入居可能日から10年間、または一番小さい子が18歳に達した日以降の最初の３月31日までのいずれか短い期間です。

家屋を取り壊したり、使い方を変えたりした場合はお知らせください

毎年１月１日にお持ちの土地・家屋には固定資産税や都市計画税(市街化区域内)が課税されます。

次の場合には、平成23年度の課税額が変わることがありますので、税務課へご連絡ください。
・家屋(全部・一部)を取り壊した場合
・住宅から店舗（非住宅）などへ、または店舗などから住宅へ家屋の用途を変更した場合
・売買や相続などにより、未登記家屋の所有権を移転した場合
・家屋を新増築した場合（プレハブ車庫などを含む）
※登記済の家屋や、既に税務課へ届出された家屋については不要です。

なお、平成23年１月以降に、平成22年以前に取り壊した家屋の届出を提出される場合には、取り壊し業者の取壊証明書が必要です。

問 税務課資産税グループ（☎６５―６５２３）または、各支所福祉生活課